

特許共同出願契約書(雛形)

国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲に属する職員等及び乙に属する社員が共同して行った発明「発明の名称を記入する (甲整理番号:〇〇〇〇〇〇、乙整理番号:〇〇〇〇〇〇)」(以下「本発明」という。)の共同出願に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

(権利の帰属及び持分)

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権(以下「本特許権等」という。)を共有するものとし、その持分は、甲〇%、乙〇%とする。

(手続及び費用)

第2条 本発明の特許出願及びこれに付随する事務手続、並びに本特許権等の維持保全の事務管理手続は、甲と協議の上乙がこれを行うものとする。

- 2 乙は、前項の手続に要する出願費、特許料等の費用(以下「出願費等」という。)を、第5条に規定する優先的な実施を前提として、負担するものとする。この場合、乙は、甲に支払う本特許権の実施料より、当該出願費用、特許料等を相殺することができるものとする。

(通知)

第3条 乙は、第2条第1項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

(外国出願)

第4条 甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて第2条、第3条の原則の基に、協議の上定めるものとする。

(優先的な実施)

第5条 甲は、本特許権等を乙または乙の指定する者に、次条第1項に定める場合を除き、本特許権等の優先的な実施を前提として、本特許権等を出願等したときから5年を越えない範囲内において優遇措置を設けるものとする。

ここでいう優遇措置の内容は次のイ、ロ、ハとする。

- イ 甲は本特許権等を自己実施しない
 - ロ 甲は、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対して本特許権等を実施許諾しない
 - ハ 乙は、第6条第2項に定める、第三者への実施許諾をすることができるものとする
- 2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優遇措置の期間を更新したい旨の申し出があった場合には、優遇期間の期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。
 - 3 乙又は乙の指定する者は、本特許権等を実施する場合には、甲と協議のうえ、甲と乙又は乙の指定する者の間で、別に優先的な実施許諾契約等を締結するものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第6条 甲は、乙又は乙の指定する者が前条第1項及び第2項に規定する優遇措置の期間中、出願より3年を越えない範囲内において正当な理由なく本特許権等を実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し本特許権等の実施を許諾することができるものとする。

- 2 乙は、本特許権等を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。乙は、乙が第三者に実施許諾する場合、甲に通知しなければならない。

(持分の譲渡等)

第7条 甲は、本特許権等の持分を乙(又は甲及び乙が協議の上指定した者)に限り譲渡できるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

- 2 第1項にかかわらず、乙以外の者に本特許権等の甲の持分の譲渡を行う場合には、甲はあらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

第8条 乙又は乙の指定する者は、本特許権等を実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施許諾契約等で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 本特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分されるものとする。

(契約有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の実施期間満了日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

- 一 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定若しくは審決が確定したとき
- 二 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成○年○月○日

(甲) 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
国立大学法人 豊橋技術科学大学長
大西 隆 印

(乙) 住所
社名
職名
○○○○ 印